

証券コード 5002
平成30年3月13日

株 主 各 位

東京都港区台場二丁目3番2号
昭和シェル石油株式会社
代表取締役社長 亀 岡 剛
グループCEO

招集ご通知記載事項の一部修正について

平成30年3月6日付でご送付致しました当社「第106回定時株主総会招集ご通知」の記載事項に一部誤りがございましたので、ここにお詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正させていただきます。

記

修正箇所（修正箇所は下線を付して表示しております。）

「第106回定時株主総会招集ご通知」 7ページ

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

各事業の経過および成果の【石油事業】中、最終段落

【修正前】

このような取組みの結果、石油事業の売上高は1兆9,213億円（前連結会計年度比20.4%の増収）、営業利益は848億円（前連結会計年度比309億円の増益）となりました。たな卸資産評価の影響等を除いた場合の連結営業利益相当額は、632億円となり、前連結会計年度比では205億円の増益となりました。

【修正後】

このような取組みの結果、石油事業の売上高は1兆9,213億円（前連結会計年度比20.4%の増収）、営業利益は848億円（前連結会計年度比309億円の増益）となりました。たな卸資産評価の影響等を除いた場合の連結営業利益相当額は、603億円となり、前連結会計年度比では177億円の増益となりました。

4. 会計監査人の状況

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

【修正前】

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	115,200千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	171,200千円

- 注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく会計監査人としての監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、公認会計士法第2条第1項以外の非監査業務として、コーポレートレポートにおける英文連結財務諸表の監査の対価が含まれております。
3. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが当社の事業内容や事業規模に照らし適切であるかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断を行っております。

【修正後】

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	116,700千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	176,825千円

- 注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく会計監査人としての監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが当社の事業内容や事業規模に照らし適切であるかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断を行っております。

以上